

平成 26 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

海外での早期権利取得を支援する特許審査の運用  
に関する調査研究報告書

平成 27 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

## 【中国】

### (1) 利用可能な PPH の種類

中国はグローバル PPH には未参加であるが、IP5PPH に参加している。JPO を含む五大庁（IP5）の成果物を利用して、以下の PPH を申請することができる。

- ・ 通常型 PPH
- ・ PPH MOTTAINAI
- ・ PCT-PPH

### (2) PPH の申請要件<sup>37</sup>

#### ■ 通常型 PPH

- (i) IP5PPH 試行プログラムへの参加を申請された中国出願及び対応する五庁の他の一庁への出願について、優先日あるいは出願日のうち、最先の日付が同一であること。例えば、
- (A) 五庁の他の一庁への出願に基づいて正当なパリ条約に基づく優先権を主張している出願である。
  - (B) 五庁の他の一庁への出願に対する正当なパリ条約に基づく優先権主張の基礎となっている出願（PCT 出願の国内移行出願も含む）である。
  - (C) 五庁の他の一庁への出願（PCT 出願の国内移行出願も含む）と同一の優先権基礎出願を有する出願である。
  - (D) 優先権主張を伴わない PCT 出願の国内移行出願であって、当該中国出願及び対応する五庁の他の一庁への出願が同一の PCT 出願の国内移行出願である。
- (i i) 対応する五庁の他の一庁への出願が存在し、すでに特許可能と判断された一又は複数の請求項を有すること。
- (i i i) (IP5PPH 試行プログラムに基づく早期審査を申請する) 中国出願のすべての請求項が、対応する五庁の他の一庁への出願の特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されていること。
- (i v) 当該出願が公開されていること。
- (v) 当該出願が実体審査段階に移行していること。
- (v i) 当該出願に関し中国国家知識産権局（SIPO）において、PPH 申請時に審査の着手がされていないこと。
- (v i i) 当該出願が電子特許出願であること。

#### ■ PCT-PPH

- (i) 当該出願に対応する国際出願の国際段階における成果物、すなわち国際調査機関

<sup>37</sup> 特許庁「IP5 特許審査ハイウェイ試行プログラムへの参加における中国国家知識産権局（SIPO）への申請手続（仮訳）」[http://www.jpo.go.jp/torikumi/t\\_torikumi/pdf/japan\\_china\\_highway/sipo\\_j.pdf](http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/pdf/japan_china_highway/sipo_j.pdf)（最終アクセス日：2015年3月9日）

が作成した見解書 (WO/ISA)、国際予備審査機関が作成した見解書 (WO/IPEA) 及び国際予備審査報告 (IPER) のうち、最新に発行されたものにおいて特許性 (新規性・進歩性・産業上利用可能性のいずれも) 「有り」と示された請求項が少なくとも 1 つ存在すること。ただし、PCT-PPH 申請の基礎となる最新国際成果物の第 VIII 欄に何らかの意見が記載されている場合、当該出願は PCT-PPH への参加が認められない。

- (i i) 当該出願と対応する国際出願とは下記のいずれかの関係を満たす。
  - (A) 当該出願は、対応する国際出願の国内段階である。
  - (B) 当該出願は、対応する国際出願のパリ条約に基づく優先権主張の基礎となっている。
  - (C) 当該出願は、対応する国際出願をパリ条約に基づく優先権主張の基礎とする国際出願の国内段階である。
  - (D) 当該出願は、対応する国際出願を国内優先権主張又はパリ条約に基づく優先権主張の基礎とする国内出願である。
  - (E) 当該出願は、上記(A)～(D)のいずれかを満たす出願の派生出願 (分割出願、国内優先権を主張する出願等) である。
- (i i i) PCT-PPH に基づく審査がなされるすべての請求項が、対応する国際出願の最新国際成果物で特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されていること。
- (i v) 当該出願が公開されていること。
- (v) 当該出願が実体審査段階に移行していること。
- (v i) 当該出願に関し SIPO において、PPH 申請時に審査の着手がされていないこと。
- (v i i) 当該出願が電子特許出願であること。

### (3) PPH 申請書類<sup>38</sup>

#### ■ 通常型 PPH

- (i) 対応する五庁の他の一庁への出願に対して出された (サーチレポート及びサーチオピニオンを含む五庁の他の一庁への出願における特許性の実体審査に関連する) すべてのオフィスアクションの写し、及びその翻訳文。
  - (i i) 対応する五庁の他の一庁への出願の特許可能と判断されたすべての請求項の写し、及びその翻訳文。
  - (i i i) 五庁の他の一庁の審査官が引用した引用文献の写し。
  - (i v) 当該出願のすべての請求項と対応する出願の特許可能と判断された請求項との関係を示す請求項対応表。

#### ■ PCT-PPH

- (i) 特許性有りとの判断が記載された最新国際成果物、すなわち WO/ISA、若しくは PCT 第 2 章に基づき国際予備審査が請求されている場合には WO/IPEA 又

<sup>38</sup> 前掲注 37 参照

- は IPER の写しと中国語又は英語によるその翻訳文。
- ( i i ) 対応する国際出願の最新国際成果物で特許性有りと示された請求項の写しと中国語又は英語によるその翻訳文。
  - ( i i i ) 対応する国際出願の最新国際成果物で引用された文献の写し。
  - ( i v ) 当該出願のすべての請求項と、特許性有りと示された請求項とが十分に対応していることを示す請求項対応表。

#### (4) PPH 申請後の取扱い<sup>39</sup>

SIPO は、申請書類とともに申請を受理した場合、当該出願を PPH に基づく早期審査の対象として選定するか否かを決定する。SIPO が申請を認めた場合、当該出願は PPH に基づく早期審査の対象案件として特別な地位が与えられる。

申請が要件のすべてを満たしていない場合には、出願人はその旨及びその不備について通知される。出願人は、特定の不備につき、一度だけ補正の機会を与えられる。申請が認められない場合には、出願人は一度だけ申請の再提出の機会が与えられる。再提出した申請も認められない場合には、当該出願は通常の順番で審査されることが出願人に通知される。

#### (5) PPH の利用件数

2014 年 6 月末時点において、JPO を第一庁あるいは先行庁として中国に申請された通常型 PPH、PPH MOTTAINAI の件数は累計 3,526 件、PCT-PPH の件数は累計 1,066 件である<sup>40</sup>。

#### (6) 統計情報

2014 年末時点において、中国で PPH を利用した案件の特許率 (%)、拒絶理由なしでの特許率 (%)、PPH 申請からファーストアクションまでの平均期間 (月)、PPH 申請から査定までの平均期間 (月)、オフィスアクションの平均発行回数 (回) などについて、SIPO は公表をしていない。

#### (7) 国内ユーザーの PPH の利用について

##### (i) PPH の利用目的

中国での PPH の利用目的を調査した。

国内ユーザーへ行ったアンケートによれば、中国で PPH を利用する理由で最も多かったのは、回答者 77 者中 51 者 (約 66%) が選択した「早期審査をしたかったから。」であった。次点では 42 者 (約 55%) が選択した「拒絶対応費用の削減をしたかったから。」であった (図 III-3-CN-1)。なお、「その他」の 1 件についても、拒絶対応の負担軽減に属するものであった。「特許率を向上させたかったから。」を選択したのは 26 者 (約 34%) であった。

<sup>39</sup> 前掲注 37 参照

<sup>40</sup> JPO 「PPH Portal Site」 <http://www.jpo.go.jp/ppph-portal/statistics.htm> (最終アクセス日：2015 年 3 月 9 日)

この順番の傾向は、国内ユーザーが PPH で感じているメリット（図 III-2-4 参照）と同様であり、PPH のメリットと中国で PPH を利用する目的とは対応しているといえる。

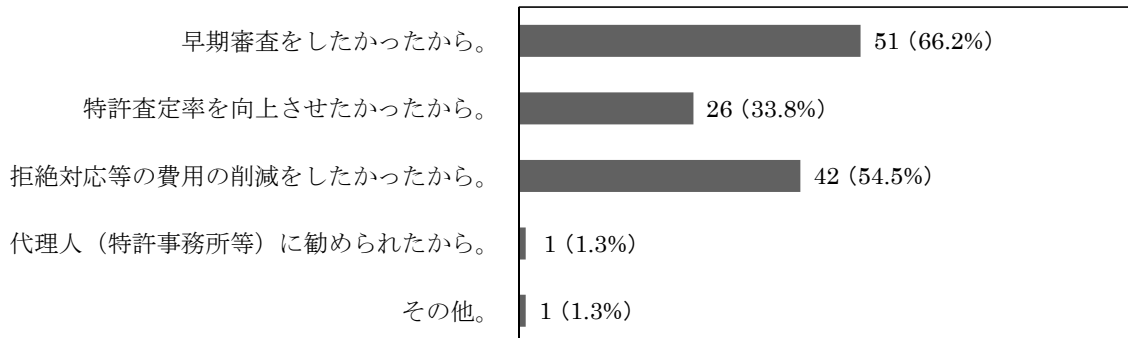


図 III-3-CN-1 中国で PPH を利用する目的 (N=77、無回答=144)

#### ( i i ) PPH の利用に伴う新たな負担

中国で PPH の申請をする場合、通常の場合（PPH を利用しない場合）と比べて新たに負担となる点は何なのかを調査したところ、回答者 53 者中 25～24 者（約 47～45%）が「申請書類の作成」、「申請要件の確認」、「代理人への指示」を選択した。一方、「案件の管理」を選択した回答者は 13 者（約 25%）であった（図 III-3-CN-2）。

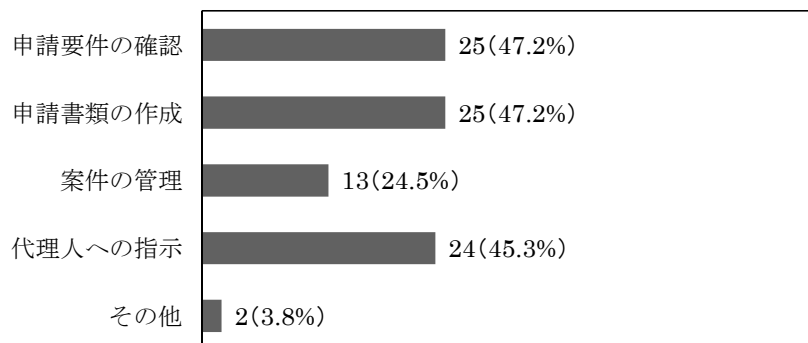


図 III-3-CN-2 中国で PPH を利用した際に新たに発生する負担 (N=53、無回答=168)

また、案件の管理の負担について、詳細を質問したところ、次の意見が挙げられた。「非定常な取扱いのための管理負担」、「PPH の申請タイミングの管理負担」、「コスト（費用）に関する管理負担」といった負担に分類される。

#### ■ 非定常な取扱いのための管理負担

- ・ 通常の出願と区別する管理のための負担がある。（鉄鋼・非鉄金属製造業）

- ・ PPH 申請が許可されなかった場合の期限管理が負担である。(化学工業)
- ・ 申請時期及び補正可能な時期が限られるため、PPH の利用可能性がある場合には常にステータスを監視しておく必要がある。(機械製造業)

#### ■ PPH の申請タイミングの管理負担

- ・ 審査請求期限が優先日から 3 年であるため、対応日本出願を優先出願する場合、中国での実体審査が開始する前に日本の審査結果を得るためには、日本の審査請求時期を早める必要があり、期限管理が煩雑となる。(石油石炭・プラスチック・ゴム・窯業)
- ・ 公開まで PPH の申請ができないため、早期公開をするかどうかについて検討が必要である。(電気機械製造業)

#### ■ コスト（費用）に関する管理負担

- ・ 代理人に対する設定料金の見直し。(その他の製造業)
- ・ 代理人から PPH に係る書類が送られるため、やりとりが増えて工数・コストも増加する。(輸送用機械製造業)

#### ■ その他

- ・ PPH 申請にあたっての、非公式な加重要件がある。(機械製造業)

### ( i i i ) PPH の利用で困った事例

中国で PPH を利用した際の困った事例について調査した。

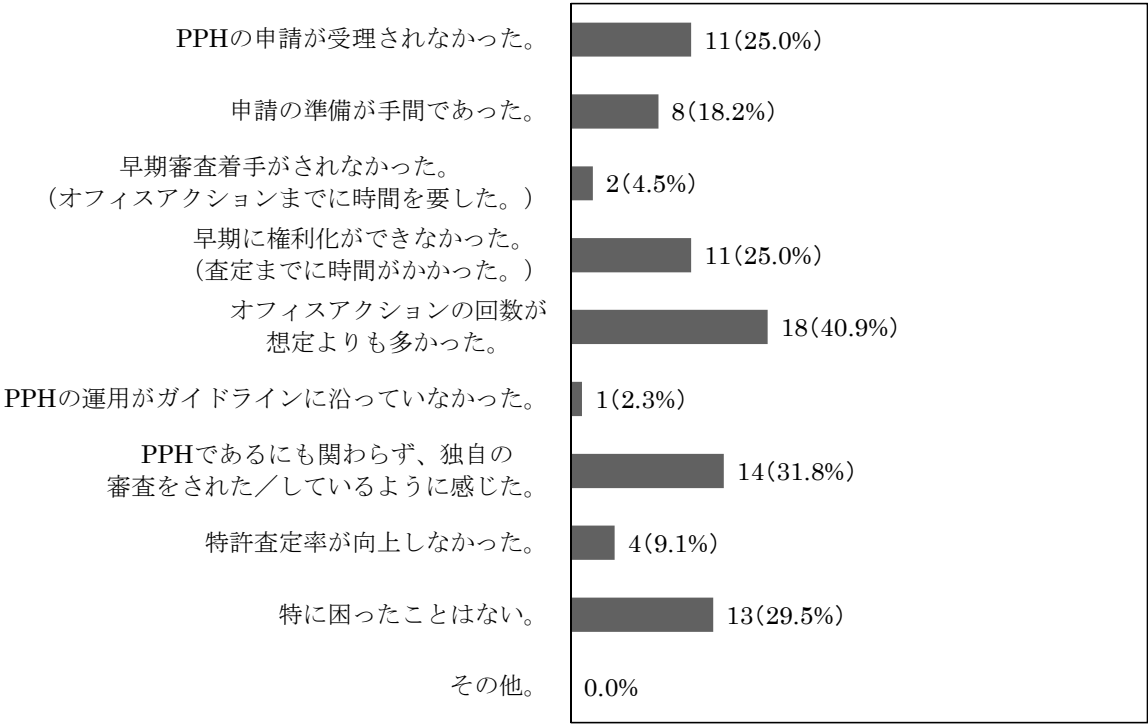
通常型 PPH について最も多くの回答者が選択したのは、回答者 44 者中 18 者(約 41%)が選択した「オフィスアクションの回数が想定よりも多かった。」であった。次点で、14 者(約 32%)が選択した「PPH であるにも関わらず、独自の審査をされた／しているように感じた。」であり、続いて 11 社(25%)が選択した「PPH の申請が受理されなかった。」及び「早期に権利化ができなかった(査定までに時間がかかった。)」であった(図 III-3-CN-3 (a))。

PCT-PPH について最も多くの回答者が選択したのは、回答者 32 者中 12 者(約 38%)が選択した「PPH であるにも関わらず、独自の審査をされた／しているように感じた。」であり、次点では、10 者(約 31%)が選択した「オフィスアクションの回数が想定よりも多かった。」であり、続いて 8 者(25%)が選択した「PPH の申請が受理されなかった。」であった(図 III-3-CN-3 (b))。

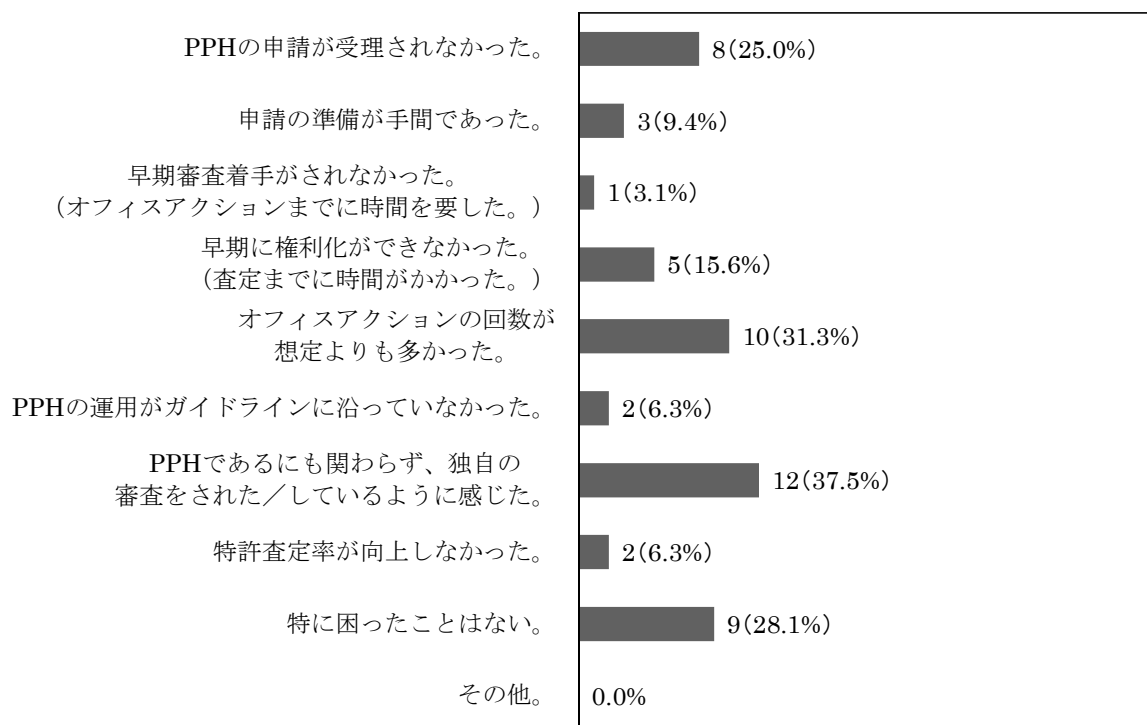
この結果を、PPH のメリット・デメリットの観点から検討する。本調査研究において、回答者が選択した PPH のメリットは、上から順に「早期に審査結果を得られる。」、「オフィスアクションの回数を減らせる(拒絶対応費用を削減できる。）」、「特許率が向上する。」

であった。これに対し、困った事例として挙げられたのは、オフィスアクションの内容や回数によるものが最も多かった。特許率が向上しないことを問題とした回答者は、通常型の PPH で回答者 44 者中 4 者（約 9%）、PCT-PPH では回答者 32 者中 2 者（約 6%）しかいなかった。このことから、PPH を用いることで、「早期に審査結果を得られるというメリットはある程度享受できるものの、オフィスアクションの内容や回数には不満がある。ただし最終的には特許査定は得られている。」というユーザーの意識があることが窺える。

なお、中国では、「PPH の申請が受理されなかった。」を選択したユーザーの割合が、他の国に比べてやや高くなっているのが特徴的である。



(a) 通常型 PPH



## (b) PCT-PPH

図 III-3-CN-3 中国で PPH を利用した際に困った事例 (a) 通常型 PPH (N=44、無回答・スキップ=177) (b) PCT-PPH (N=32、無回答・スキップ=189)

また、PPH の利用に際して、具体的な困った事例を質問した。

申請が受理されなかったケースは、申請要件・書類の不備や、AIPN（ドシエアクセスシステム）の利用不可、PCT-PPH の場合は ISR の第 VIII 欄に記載があることによるものが挙げられた。AIPN では、JPO の審査包袋が閲覧可能であるため、これによって PPH 申請書類の一部を省略することができるが、PPH を他国で申請した際に、その国の特許庁の審査官が AIPN から必要書類を入手できない場合には、書類不備として PPH の申請を不受理にすることがあると考えられる。なお、AIPN にて閲覧可能な情報については、基本的に 2015 年 3 月 23 日に開始される特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）で確認することができるので、PPH 申請の際に確認することにより PPH 申請の不受理を防止することができると思われる。

また、中国では、中国内の国内公開が PPH の申請要件となっている。このため、PPH の申請が遅れたり、申請ができずに困ったりしたケースも挙げられた。

オフィスアクションの発行時期に関する困った事例は、他の国に比べて少なかった。

#### ■ PPH の申請が受理されなかったケース

・PATENTSCOPE（世界知的所有権機関（WIPO）が提供する特許検索システム）、AIPN への包袋情報未掲載を理由とする PPH 申請の却下があった。（機械製造業）



- ・中国で PCT-PPH を利用しようとした際、中国の国内公開前だったため申請が受理されなかった。(情報通信業)
- ・理由は不明だが、中国にて申請が受理されなかったことがある。PPH の申請は受理されたかどうか不明であり、不安になることがある。(その他の製造業)
- ・1 パターン目は、「国際公開」されておらず受理されなかったケースである。中国では PCT-PPH の申請には「国際公開」は要件に挙げられていない。それにも関わらず、国際公開がされていないことをもって PCT-PPH の申請が不受理となる。申請要件であるならば、要件として公にしていきたい。2 パターン目は、必要書類が AIPN で利用できなくて不受理となるケースである。(機械製造業)
- ・中国に PPH を申請した際、請求項をより明確にしようとして些細な事項の補正（第一国で許可されたクレームとは多少異なったクレームへの補正）をしたことがある。良かれと思ってしたことであったが、クレームが十分に対応していないという理由で不受理となった。運用がやや杓子定規に感じられる。(化学工業)
- ・中国で、補正ができる時期を逸していたために、補正とともに行った PPH の申請が受理されなかったことがある。(業務用機械製造業)
- ・中国の方式審査で不受理となったことがある。請求項の対応が不十分とする趣旨の不受理であった。中国では早期に権利化するニーズがそれほど高くないため、それ以降 PPH の申請はしていない。(化学工業)
- ・他国で特許査定が出た時点では自発補正期間が終了していたため、特許査定を得た請求項に対応する補正ができず、PPH の申請ができなかった。(業務用機械器具製造業)
- ・申請要件「請求項に十分対応していること」の運用が厳しすぎるため、PPH が認められないことがよくある。(化学工業)
- ・通常型 PPH を申請したが、理由がよくわからないまま書類に不備がある、として申請が不受理とされた。どの代理人も PPH についての情報や経験を豊富に持っているとはいえないため、申請が受理されないリスクが潜在的にある。(その他の製造業)
- ・PPH 申請の審査について審査官による運用のバラツキがある(引用文献の記入の仕方でも不受理になったケースがある。)(その他の製造業)
- ・ISR の第 VIII 欄にて誤記に関する記載不備が指摘された。これを解消するために移行時に補正を行った。実体的な補正ではないにも関わらず、WO/ISR で肯定的見解

が示されたクレームと同一ではないとして PPH の申請が受理されなかった。(輸送用機械製造業)

■ 国内公開が要件になっているため、申請が遅れた／できなかったケース

- ・公開されていない案件は審査されない。(機械製造業)

- ・公開されないと実体審査されない。また実体審査に入ってから遅い。期間を明確に決めてほしい。(繊維・パルプ・紙製造業)

■ ファーストアクションまでの期間が長期化したケース

- ・PPH を使っても使わなくても、スピードも結果も変わらない気がする。(その他の製造業)

■ セカンドアクションまでの期間が長期化したケース

- ・中国において、セカンドアクションまでの期間は通常の場合と差がないように感じている。(その他の製造業)

■ オフィスアクションの回数が多いケース

- ・中国で4回オフィスアクションを受けたケースがあった。請求項の従属関係に関する拒絶から始まり、実体要件での拒絶があり、最後の1回は記載不備の拒絶であった。(食品製造業)

■ 第一国の審査で用いられた文献よりも技術的な関連性の低い文献によって拒絶されたケース

- ・技術的な関連性の大小についての印象はあまりない。ただ、中国でアクションを受ける場合、日本で引用された文献にさらに追加の文献が提示されるが、PPH の場合は日本の文献(第一国の文献)が引用されることが多い気がする。(その他の製造業)

- ・近年中国では、中国語の文献が増えているように感じており、対応に苦勞することが多くなっている。(機械製造業)

■ その他

- ・日本で審査官からの指示で行った補正が認められず、結局出願当初の請求項に戻されたため、審査がはじめからやり直しとなった。(電気機械製造業)

- ・補正範囲が狭く、充分に対応させる補正が認められない心配がある。審査着手時期が不明で、PPH の申請直後にオフィスアクションが届き、PPH の内容が反映されていなかった。(機械製造業)

- ・日本よりも外国(特に中国)で盛んな技術分野について、今後は日本で特許査定を得

ていても当該外国内の文献で拒絶される可能性が高くなることを懸念している。(化学工業)

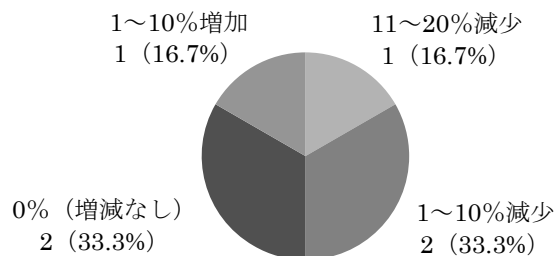
#### (v) PPH の費用対効果

PPH の申請でどの程度費用対効果があったのか調査をした。

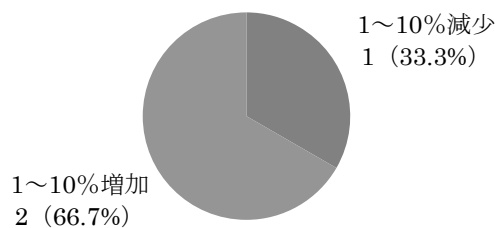
通常型 PPH について、回答者 6 者中 1 者が 11~20%減少、2 者が 1~10%減少と回答した。また、2 者が 0% (増減なし) と回答し、1 者が 1~10%増加すると回答した。

また、PCT-PPH について、回答者 3 者中 1 者が 1~10%減少と回答し、2 者が 1~10%増加すると回答した (図 III-3-CN-4)。

回答数が多くないために考察が難しいが、中国で PPH を利用した場合の権利化費用 (コスト) はやや減少あるいは変化がないものと推察される。



(a) 通常型 PPH



(b) PCT-PPH

図 III-3-CN-4 中国で PPH を利用した場合、通常の案件と比べてどの程度、権利化費用 (コスト) に変化があるか (a) 通常型 PPH (N=6、無回答・スキップ=215) (b) PCT-PPH (N=3、無回答・スキップ=218)

また、表 III-3-CN-1 に、権利化費用 (コスト) の変化の内訳を記す。PPH を利用することで、通常の案件と比べ、どの程度各費用に変化があったのかを示している。

この結果から、現地代理人費用や国内代理人費用は減少する傾向にあると考えている回

答者が多く、社内人件費や社内管理費は変化がないあるいはやや増加すると考えている回答者が多いことがわかる。

表 III-3-CN-1 通常の案件と比べた場合の権利化費用（コスト）の変化（なお、空欄は該当する回答がなかったことを表す） (a) 通常型 PPH (b) PCT-PPH

(a) 通常型 PPH

	現地代理人 費用		国内代理人 費用		社内人件費		社内管理費		その他	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
31%以上減少										
21～30%減少	2	28.6%	1	33.3%	1	33.3%				
11～20%減少	1	14.3%								
1～10%減少	3	42.9%	2	66.7%						
0%（増減なし）					1	33.3%	1	50.0%	1	100%
1～10%増加	1	14.3%			1	33.3%	1	50.0%		
11%以上増加										

(b) PCT-PPH

	現地代理人 費用		国内代理人 費用		社内人件費		社内管理費		その他	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
31%以上減少										
21～30%減少										
11～20%減少										
1～10%減少	1	50.0%	1	100%						
0%（増減なし）					1	100%	1	100%	1	100%
1～10%増加	1	50.0%								
11%以上増加										

(v i) 国内ユーザーによる統計情報

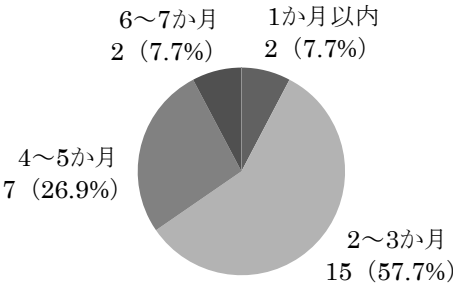
通常型 PPH 及び PCT-PPH について、ファーストアクションまでの期間、査定までの期間、オフィスアクションの回数、特許率の平均値について調査した。PPH ポータルサイトには統計情報があるが、本調査研究においては、国内ユーザーに対して行ったアンケート調査の結果を述べる。

ファーストアクションまでの期間について、「1 か月以内」を選択したのが通常型の PPH で 26 者中 2 者（約 8%）、PCT-PPH で 12 者中 1 者（約 8%）、「2～3 か月」を選択したの

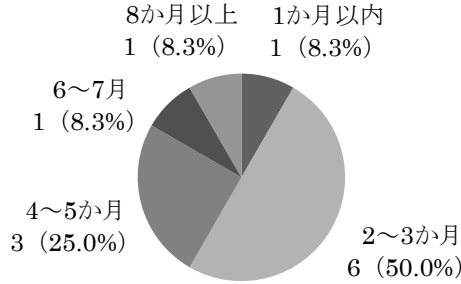
CN

が通常型 PPH で 15 者 (約 58%)、PCT-PPH で 6 者 (50%)、「4～5 か月」を選択したのが通常型 PPH で 7 者 (約 27%)、PCT-PPH が 3 者 (25%)、「6～7 か月」を選択したのが通常型 PPH で 2 者 (約 8%)、PCT-PPH で 1 者 (約 8%)、「8 か月以上」を選択したのが通常型 PPH では 0 者 (0%)、PCT-PPH で 1 者 (約 8%) であった (図 III-3-CN-5)。

本調査結果では、ファーストアクションまでの期間を範囲で回答してもらったため平均値は計算できないが、仮に、「1 か月以内」とした回答を 0.5 か月、「2～3 か月」とした回答を 2.5 か月、「4～5 か月」とした回答を 4.5 か月、「6～7 か月」とした回答を 6.5 か月、「8 か月以上」とした回答を 9 か月として平均を計算すると、通常型 PPH では約 3.2 か月、PCT-PPH では 3.7 か月という結果であった。



(a) 通常型 PPH



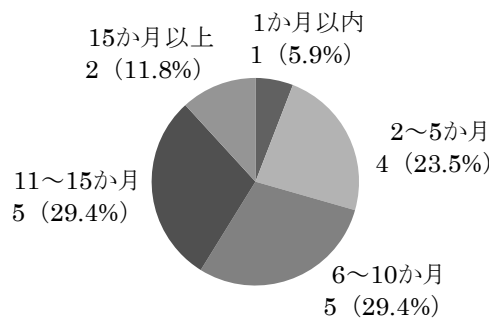
(b) PCT-PPH

図 III-3-CN-5 中国で PPH を利用した際のファーストアクションまでの期間 (a) 通常型 PPH (N=26、無回答・スキップ=195) (b) PCT-PPH (N=12、無回答・スキップ=209)

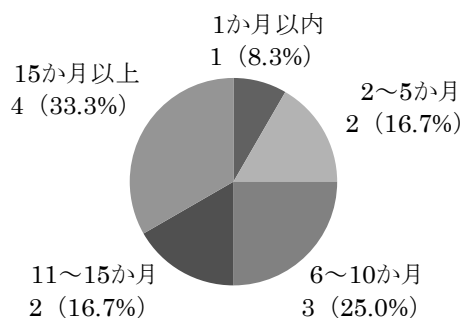
次に、査定までの期間について、「1 か月以内」を選択したのが通常型 PPH で回答者 17 者中 1 者 (約 6%)、PCT-PPH で回答者 12 者中 1 者 (約 8%)、「2～5 か月」を選択したのが通常型 PPH で 4 者 (約 24%)、PCT-PPH で 2 者 (約 17%)、「6～10 か月」を選択したのが通常型 PPH で 5 者 (約 30%)、PCT-PPH で 3 者 (25%)、「11～15 か月」を選択したのが通常型 PPH で 5 者 (約 30%)、PCT-PPH で 2 者 (約 17%)、「15 か月以上」を選択したのが通常型の PPH で 2 者 (約 12%)、PCT-PPH で 4 者 (約 33%) であった

(図 III-3-CN-6)。

本調査結果では、査定までの期間を範囲で回答してもらったため平均値は計算できないが、仮に、「1 か月以内」とした回答を 0.5 か月、「2～5 か月」とした回答を 3.5 か月、「6～10 か月」とした回答を 8 か月、「11～15 か月」とした回答を 13 か月、「15 か月以上」とした回答を 17 か月として平均を計算すると、通常型 PPH で約 9.0 か月、PCT-PPH で 10.5 か月という結果であった。



(a) 通常型 PPH

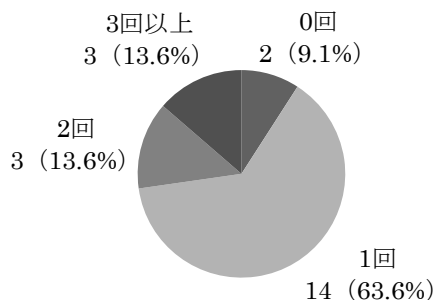


(b) PCT-PPH

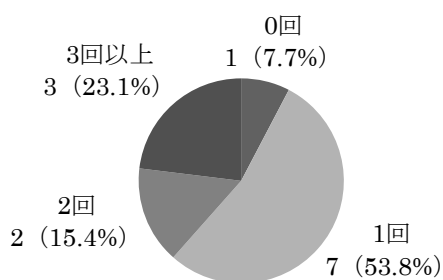
図 III-3-CN-6 中国で PPH を利用した際の、査定までの期間 (a) 通常型 PPH (N=17、無回答・スキップ=204) (b) PCT-PPH (N=12、無回答・スキップ=209)

オフィスアクションの回数について、「0 回」(拒絶なし) を選択したのが通常型 PPH で回答者 22 者中 1 者 (約 9%)、PCT-PPH で回答者 13 者中 1 者 (約 8%)、「1 回」を選択したのが通常型 PPH で 14 者 (約 64%)、PCT-PPH で 7 者 (約 54%)、「2 回」を選択したのが通常型 PPH で 3 者 (約 14%)、PCT-PPH で 2 者 (約 15%)、「3 回以上」を選択したのが通常型 PPH で 3 者 (約 14%)、PCT-PPH で 3 者 (約 23%) であった(図 III-3-CN-7)。

本調査結果から計算されるオフィスアクションの平均回数は、仮に 3 回以上との回答を 3.5 回として計算した場合、通常型 PPH で 1.4 回、PCT-PPH で 1.7 回であった。



(a) 通常型 PPH

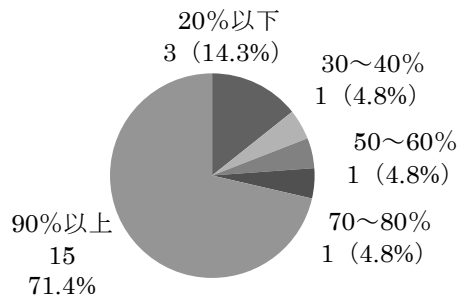


(b) PCT-PPH

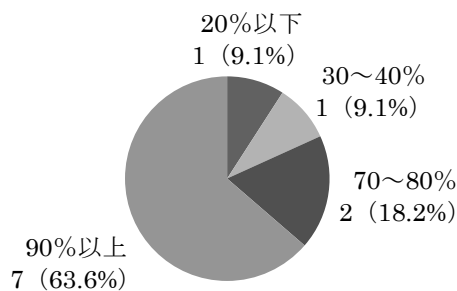
図 III-3-CN-7 中国で PPH を利用した際のオフィスアクションの回数 (a) 通常型 PPH (N=22、無回答・スキップ=199) (b) PCT-PPH (N=13、無回答・スキップ=208)

特許率について、「20%以下」を選択したのが通常型 PPH で回答者 21 者中 3 者 (約 14%)、PCT-PPH で回答者 11 社中 1 者 (9%)、「30~40%」を選択したのが通常型 PPH で 1 者 (約 5%)、PCT-PPH では 1 者 (約 9%)、「50~60%」を選択したのが通常型 PPH で 1 者 (約 5%)、PCT-PPH では 0 者 (0%)、「70~80%」を選択したのが通常型 PPH で 1 者 (約 5%)、PCT-PPH で 2 者 (約 18%)、「90%以上」を選択したのが通常型 PPH で 15 者 (約 71%)、PCT-PPH で 7 者 (約 64%) であった (図 III-3-CN-8)。

本調査結果では、特許率を範囲で回答してもらったため平均値は計算できないが、仮に、「20%以下」とした回答を 15%、「30~40%」とした回答を 35%、「50~60%」とした回答を 55%、「70~80%」とした回答を 75%、「90%以上」とした回答を 95%として平均を計算すると、通常型 PPH で約 78%、PCT-PPH で約 79%であった。



(a) 通常型 PPH



(b) PCT-PPH

図 III-3-CN-8 中国で PPH を利用した際の登録率 (a) 通常型 PPH (N=21、無回答・スキップ=200)  
(b) PCT-PPH (N=11、無回答・スキップ=210)

**(v i i) PPH 制度の改善要望**

国内ユーザーからは次のような改善要望・意見が挙げられた。申請要件や補正要件など、手続面における要件の緩和を期待する声が多かった。

■ 申請要件の緩和を希望する。

- ・ 申請時期の要件緩和を希望する。(その他の製造業)
- ・ 請求項の完全一致の条件を緩和して欲しい。(化学工業)
- ・ PCT 見解書 VIII 欄に記載があると PCT-PPH が利用できないという要件をなくして欲しい。(繊維・パルプ・紙製造業)
- ・ 翻訳費用節減のため、審査経過の報告義務に関し、米国と同様に、最終の拒絶理由の翻訳文のみとなるように要件を緩和してほしい。(電気機械製造業)

■ 補正要件の緩和を希望する。

- ・ 時期的要件、補正要件及び分割時期の緩和を希望する。(機械製造業)



- ・自発補正が可能な時期が制限されているため、PPH の申請をしたくともできないことがある。PPH と同時に行うのであれば自発補正可能なようにしてほしい。(その他の製造業)

#### ■ その他

- ・許可率（特に即許可率）の向上を希望する。(電気機械製造業)
- ・クレームが実施態様に限定される傾向が、他国の審査よりも強い。(鉄鋼・非鉄金属製造業)
- ・審査請求の期限を他国と合わせるか、審査を遅らせる制度を設けるべきである。(その他の製造業)

### (8) 法律事務所による PPH の利用について

#### (i) PPH を利用した理由

中国の法律事務所が PPH を利用した理由について調査した。

「出願人の指示による。」を選択した事務所は 2 者、「事務所から出願人に提案をした。」を選択した事務所はなく、「どちらのケースもある。」を選択したのが 2 者であった (図 III-3-CN-9)。

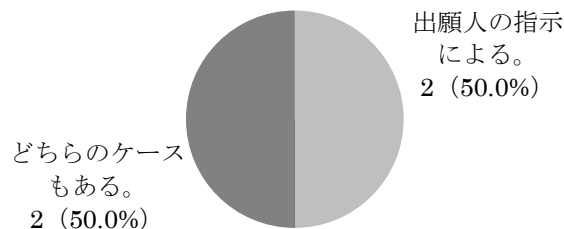


図 III-3-CN-9 中国法律事務所による PPH を利用した理由 (N=4)

法律事務所の意見を紹介する。

#### ■ 出願人の指示による。

- ・中国において PPH プログラムは比較的新しいので、クライアントに対して様々な機会に PPH を紹介している。しかし、個々の案件については、一般的に出願人の指示に基づき PPH の申請を行っている。

(i i) PPHのメリット・デメリット

PPHのメリットについてアンケートを行った結果、4者中4者が「ファーストアクションまでの期間が通常の審査よりも短くなる。」及び「オフィスアクションの回数を減少できる。」を選択した。また、2者が「特許率が向上する。」を選択し、1者が「セカンドアクション以降の審査のスピードが上がる。」及び「権利の安定性が向上する。」を選択した。「既に得られた権利範囲と同一内容の権利範囲を取得できる。」、「他の早期審査制度を利用するよりも手続が容易である。」を選択した法律事務所はなかった(図 III-3-CN-10)。

日本のユーザーが考えている PPH のメリットと同様の傾向であった。他の国の傾向と比べると、「特許率が向上する。」を選択した法律事務所の割合がやや低い。

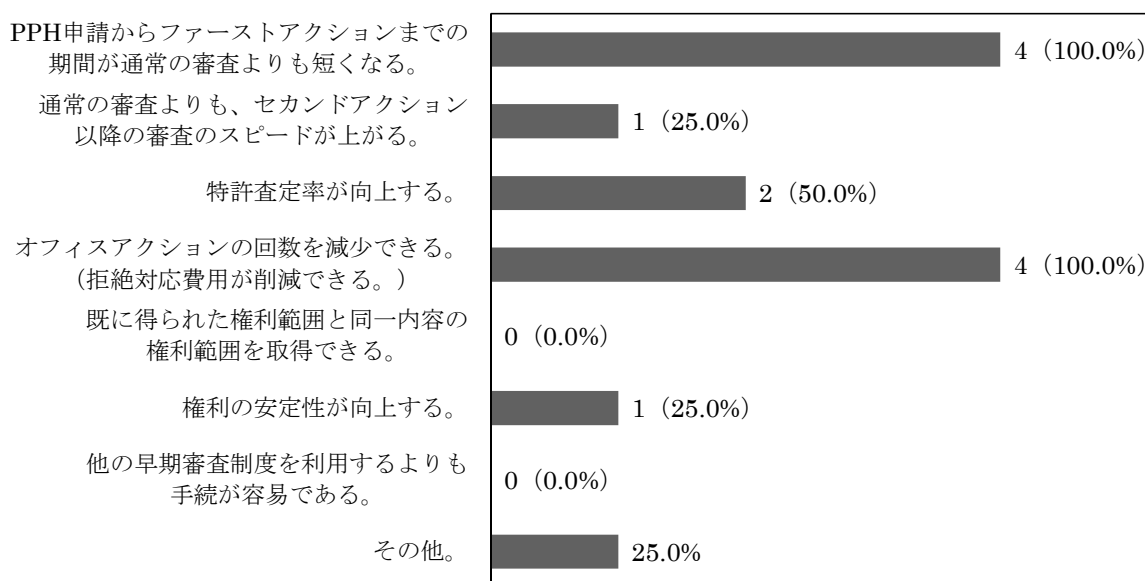


図 III-3-CN-10 中国法律事務所による PPH のメリット (N=4)

PPHのデメリットについてのアンケート結果では、回答をした法律事務所4者中4者が「申請する上で必要な提出書類の準備(請求項対応表)が負担である。」、「申請する上で必要な提出書類の準備(翻訳の作成)が負担である。」を選択し、3者が「申請するための要件確認が負担である。」、「管理上の負担がある。」、「権利範囲が自ずと第一国での権利範囲より同等か狭いものとなる。」を選択した。「費用負担が増加する。(費用対効果が低い。）」、「通常の審査と審査の早さが変わらない。」、「包袋禁反言や不公正行為の法理の不明確さに対する懸念がある。」を選択した法律事務所はなかった(図 III-3-CN-11)。

国内ユーザーの考えるデメリットとの相違は、要件確認や提出書類の準備といった負担を PPH のデメリットとして考えている点である。法律事務所が中国内の手続の実務を担当しているため、国内ユーザーよりもこれらの負担をデメリットとして考えているものと思われる。なお、「権利範囲が自ずと第一国での権利範囲より同等か狭いものとなる。」というデメリットについては、国内ユーザー・法律事務所のいずれも共通してデメリットとして認識しているようである。

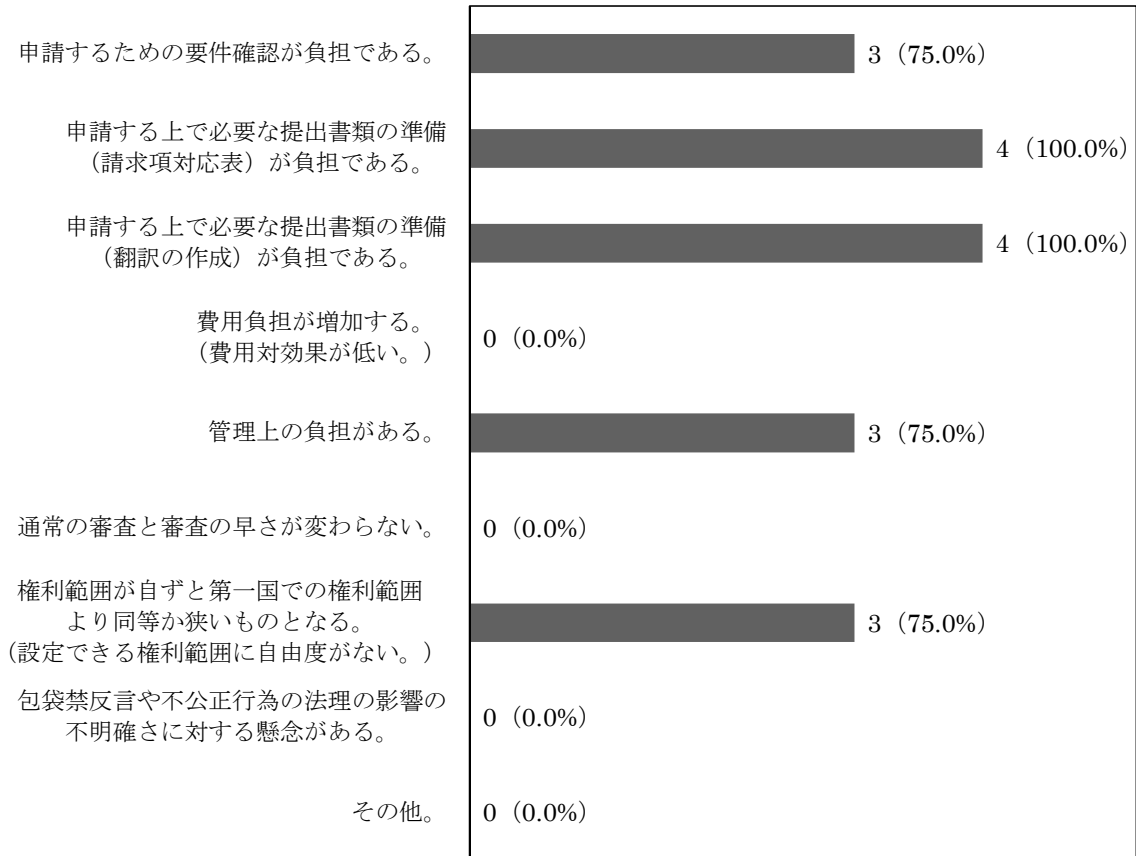


図 III-3-CN-11 中国法律事務所による PPH のデメリット (N=4)

続いて、中国法律事務所によるメリット・デメリットに対する意見を紹介する。

- ・外国人（中国人以外）では、中国で早期審査を行うためには PPH しかない。したがって、PPH を利用することで早期の審査を行えることはメリットだと言える。所内の統計においても、実体審査の開始が早くなるという結果が出ているし、オフィスアクションの回数が減る。PPH を利用すると、オフィスアクションは 1 回程度である。デメリットは、第一国の権利範囲との対応要件が厳しいため、第一国の権利範囲と同等かそれよりも狭い範囲でしか登録にすることができないことである。
- ・メリットは、まず、オフィスアクションの発行までの時間が短いということが挙げられる。また、そのオフィスアクションの発行回数も少なくなる。そして、特許率を上げることが可能となる。これらは所内の統計結果からも裏付けられている。デメリットは、PPH 申請の準備が負担であることである。提出に必要な書類をどこから入手するか、どのように提出するかなどを考える必要がある。それから、PPH を利用すると、第一国での権利範囲と同等かそれよりも狭いものとなることもデメリットと言える。
- ・メリットは、オフィスアクションまでの期間を短くすることができる点である。それ

から、オフィスアクションの回数を減らすことができることも経験的にわかっている（統計データに基づくものではない）。オフィスアクションが減るのは、他庁の審査で許可されている請求項であるからだと考えている。デメリットは、PPH 申請書類の準備が負担な点である。また、PPH を利用すると必然的に第一庁での結果と同一又はより狭い範囲でしか権利取得できない。中国での PPH を申請すると、審査の順番待ちの列に並ぶのではなく、列の途中で優先的に入るというイメージである。したがって、審査が始まれば、それ以降は通常の場合との差はない。

**(iii) JPO の審査結果を用いて、中国で PPH を申請するメリット・デメリット**

JPO の審査結果を利用することにメリット・デメリットがあるかどうか調査した。

アンケート結果では、回答した 4 者中 4 者が「ドシエアクセスシステム（日本国特許庁が提供するシステムは AIPN）が整備されているので、提出書類を簡略化できる。」「審査結果が早いので、貴国での PPH 申請を早期に行える。」を選択し、2 者が「日本国特許庁は PPH 締結国が多いので、多くの国で PPH 申請をすることができる。」を選択し、1 者が「日本国特許庁の審査の質が高く、貴国でも特許査定を得やすい。」「日本の権利範囲と実質的に同一の権利範囲を貴国でも設定することができる。」を選択した。「特にメリットはない。」を選択した法律事務所はなかった（図 III-3-CN-12）。

国内ユーザーがあまり選択していなかった「AIPN の整備」を選択した者が多かったのが特徴である。

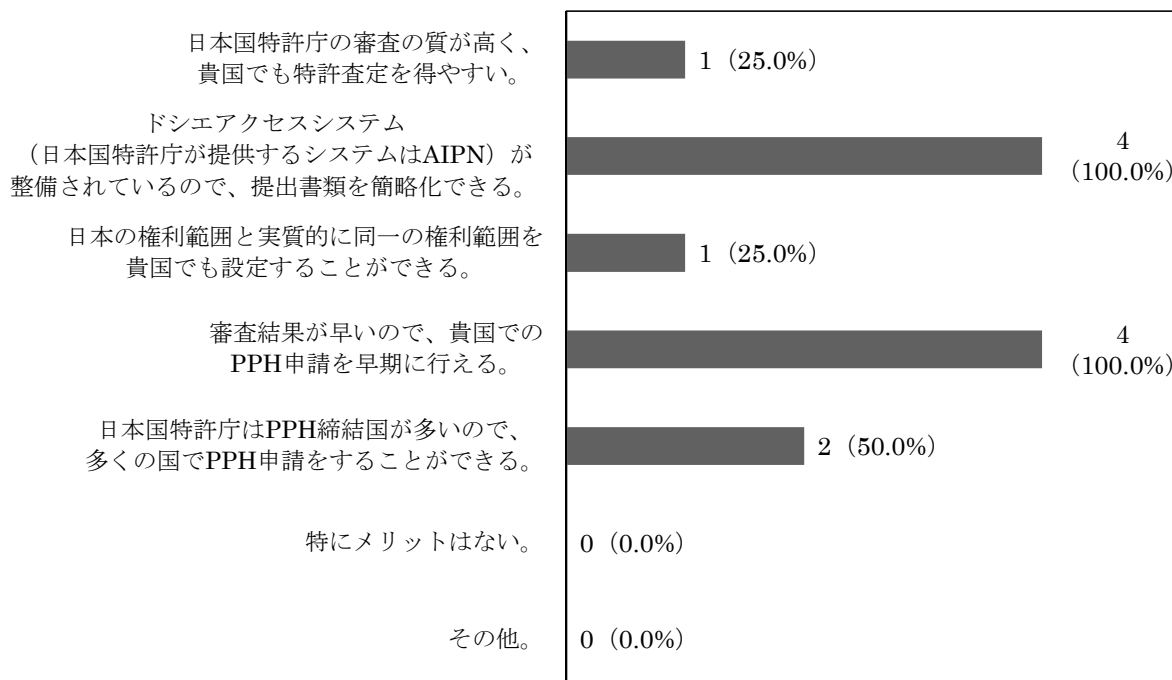


図 III-3-CN-12 中国法律事務所による、JPO の審査結果をもとに中国で PPH を申請するメリット (N=4)

デメリットでは、回答者 4 者中 1 者が「貴国特許庁での審査が厳しくなる。」及び「AIPN への掲載有無のチェックが手間である。」を選択した。また、3 者が「特にデメリットはない。」を選択した。「日本国特許庁の審査が厳しいため、権利範囲が狭くなる。」、「AIPN への掲載が遅い。」、「日本国特許庁での審査結果が出るのが遅く、外国での PPH 申請を早期に行えない。」を選択した法律事務所はなかった（図 III-3-CN-13）。

国内ユーザーへのアンケートでは、「日本国特許庁の審査が厳しいため、権利範囲が狭くなる。」を選択した回答者が 4 割程度であったが、中国法律事務所へのアンケート結果では選択した者がいなかったのが特徴的である。

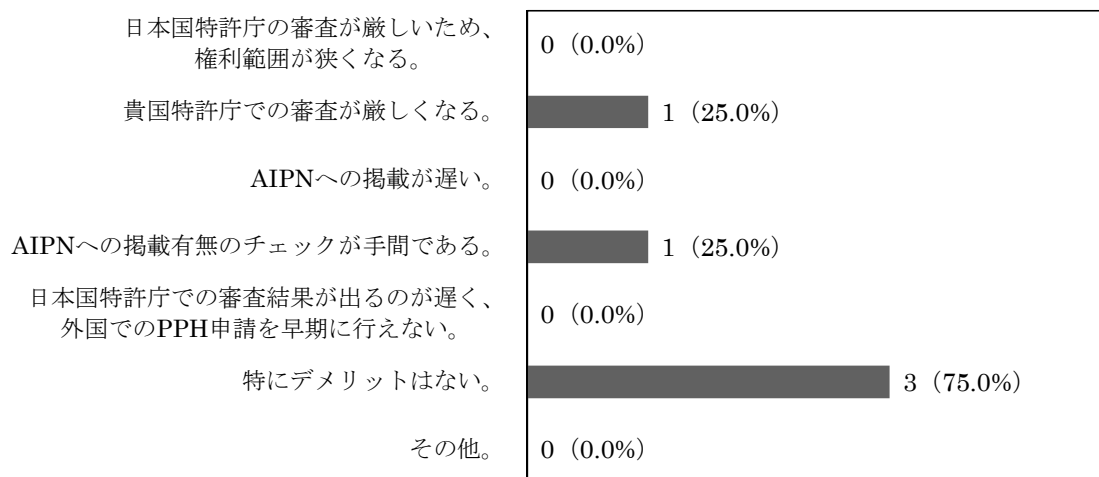


図 III-3-CN-13 中国法律事務所による、JPO の審査結果をもとに中国で PPH を申請するデメリット（中国法律事務所による）（N=4）

JPO の審査結果を利用して中国で PPH を申請することについて、法律事務所の見解を紹介する。AIPN の利便性が悪い点が指摘された。

- ・ AIPN を利用して提出書類を簡略化ができるのはメリットだが、AIPN に包袋情報がなくて PPH 申請を受理されなかったことがある。また、翻訳が必要になるのもデメリットかもしれない。例えば USPTO などの審査結果は英語であり、中国では翻訳する必要がない。
- ・ AIPN があることで提出書類の省略ができるのは良いが、AIPN に情報がなかったことで PPH の申請を却下されたことがある。
- ・ JPO の成果物に顕著なメリット・デメリットは無いと思われる。AIPN については不便に感じている。

### (i v) 費用対効果

PPH を利用することにコストメリットがあるかどうかについて調査した。

中国の法律事務所 4 者への調査では、4 者すべてが「コストメリットがある。」と回答した (図 III-3-CN-14)。

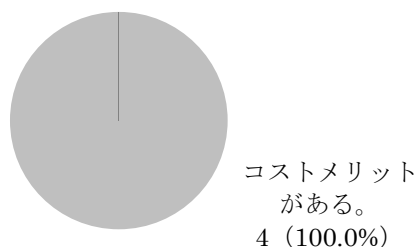


図 III-3-CN-14 PPH の利用にコストメリットがあるかどうかについての中国法律事務所による見解 (N=4)。

コストメリットについて、法律事務所の見解を紹介する。

- ・ オフィスアクションの回数を減らすこと及び許可の率が上がることにより、費用の低減になる。また、オフィスアクションの回数を減らすことは、費用が著しく高くなるようなオフィスアクションを減らす可能性がある。
- ・ オフィスアクションの回数を少なくすることができるので、費用は若干節約できる。オフィスアクションよりも PPH の申請準備の費用の方が安いはずである。
- ・ 所内の統計結果からすれば、PPH を利用した場合のオフィスアクションの回数は、通常の案件よりも減少している。例えば、2014 年 1 月から 11 月までに 140 件の PPH を申請した。このうち 12 件が既に登録となったが、このうち 10 件がオフィスアクション 1 回で登録となっている。通常であればオフィスアクションは 2 回程度受けるものなので、PPH を利用することでオフィスアクションの回数は少なくなるといえる。この結果から、コストセーブに寄与するものといえる。1 回のオフィスアクションの代理人の対応費用よりも PPH 申請にかかる代理人の費用の方が安い。
- ・ トータルコストは若干減るかあるいは通常と同程度だと考えられる。中国での PPH の申請は手続が厄介であり、代理人の負担が大きくなっている。

## (v) PPH の利用を勧める場面／勧めない場面

どのような場合に PPH の利用を勧め、どのような場合に利用を勧めないか調査した。法律事務所の見解を紹介する。

### ■ 勧める場面

- ・以下のすべての条件が充足される場合、PPH を利用するよう出願人に勧めたい。①出願が出願人にとって重要である。②出願人が特許の早期付与を期待する。③出願が PPH のすべての要件を満たしている。例えば、中国出願が公表されており、実体審査に入っており、この出願におけるすべての係属中のクレームが PCT 出願又は外国対応特許において特許性がある／特許許可できると決定された 1 件以上のクレームに十分に対応する。④出願が実体審査手続に入ってから長くない。出願が長い間、実体審査手続に入っている場合、オフィスアクションがまもなく出される可能性がある。
- ・出願人が、出願ができるだけ早く特許付与されることを望み、法律事務所の提案を求める場合。
- ・①日本で登録可能な請求の範囲と SIPO へ出願した当初の請求の範囲とは完全に同一である場合。②中国へ出願した当初の請求の範囲が請求項を併合する補正によって、JPO で登録可能な請求の範囲と完全に同一である場合。
- ・迅速な権利化を希望する場合。他国のファミリー特許と権利範囲の統一化が図れ、ポートフォリオ管理の容易性、審査コストの低減（拒絶理由通知対応回数減によるもの）を希望する場合。

### ■ 勧めない場面

- ・対照的に、下の状況下では出願人に PPH を利用することを勧めない。①出願があまり重要でない。②出願人が早期の権利付与を希望していない、又は審査を遅らせることを望んでいる。③出願が PPH の要件を満たしていない。④出願が実体審査に入ってから長い。⑤出願人が、他の国又は組織によって特許性がある／特許許可できるとみなされたものよりも広い保護範囲を望む。
- ・出願人が可能な限り広い保護範囲を得ることを望む場合。
- ・中国へ出願した当初の請求の範囲と日本で登録可能な請求の範囲とは実質上かなり異なっており、PPH 申請が許可されるために、中国出願の請求の範囲を大幅に補正しなければならないので、ファーストアクションで中国特許法第 33 条違反（新規事項の追加）と指摘される可能性が高い。
- ・先行登録特許の権利範囲が予想以上に狭く限定された場合、早期の権利化が望まない場合、中国で先行登録特許より大幅に補正した請求項で権利化を図りたい場合。

### (v i) 権利の安定性

PPH を利用することによって得られた特許権と、通常の審査を経て得られた特許権とでは、どちらの権利の方が安定であるのか調査した。

回答のあった法律事務所 4 者中、1 者が「PPH の利用によって得られた特許権。」を選択し、1 者が「通常審査を通じて得られた特許権。」を選択し 2 者は「変わらない。」を選択した (図 III-3-CN-15)。

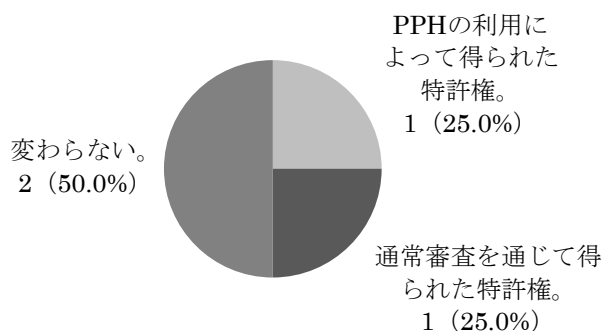


図 III-3-CN-15 PPH の利用によって得られた特許権と、通常審査により得られた特許権とを比較した場合、PPH を利用して得られた特許権の「権利の安定性」についての中国法律事務所による見解 (N=4)

#### ■ PPH の利用によって得られた特許権がより安定である。

- ・対応外国出願の審査結果に基づく PPH を利用しても、SIPO の審査官はさらに調査するので、PPH の利用によって得られた特許権の方がより安定していると考える。

#### ■ 変わらない。

- ・これまでに特定の統計をとっていない。しかし、PPH は、出願の審査を早期に開始するだけであり、審査の実体にはほとんど影響がない。したがって、特許権の安定性は審査手続の違いより、むしろ発明の質に主に依存する。
- ・権利の安定性は、発明の技術レベル、権利範囲の記載内容、及び明細書の記載内容、補正の内容などに関わり、PPH 又は通常審査による差が生じないと考える。

また、PPH を利用して得られた特許権で権利行使をする際に、注意点があるか質問した。法律事務所の見解は特に注意点はないというものであった。

- ・PPH で得られた特許権の権利行使に注意点があるという話は聞いたことがない。固有の注意点はない。



### (v i i) 手続・管理の負担

PPH を利用するにあたり、手続や管理面での負担があるかどうか調査した。法律事務所の見解を紹介する。

#### ■ 手続面の負担

- PPH は追加の手続面での負担をもたらす。特に、出願が中国での PPH 要件を満たすかどうか、現在 PPH 申請を提出することができるかどうか、提出する書類が完成したかどうかなどを点検する必要がある。その一方で、出願人は、PPH 申請を提出する必要性を判断し、要求される書類の準備をする必要がある。さらに、PPH 申請は、手続費用を伴わないが、事務所の手数料を伴う。
- 手続面の問題は、主として方式の要件が厳しくなったことにあるかもしれない。中国の PPH 申請は、2 回の申請機会のみが出願人に与えられる。2 回目の機会でも PPH のすべての要件を満たしていない場合、申請は拒絶される。
- SIPO が PPH 申請を受けた時、まずは方式審査を行う。方式審査において、申請書類の形式に対する審査は非常に厳しく、柔軟性に欠けていると感じる。例えば、請求項の対応表の記入方法や請求項が十分に対応していることに対する判断などである。また、同一出願について、PPH の申請は 2 回しか提出できない。通常、申請書類に不備がある場合、補正指令を出すのではなく、直接拒絶され、2 回目の提出チャンスを利用しなければならないので、PPH 申請を出す前に、申請書類をきちんと確認する必要がある。なお、請求項が十分に対応しているという要件を満たすために、場合によっては、自発補正を利用して対応出願の請求項に合わせて補正する必要があるため、自発補正の可能な期間を管理する必要もある。
- 例えば、PPH 申請書類、特に請求項対比表の準備が必要であり、先行庁の審査書類の翻訳を必要とすること、通常出願より PPH 申請の提出手続及び提出後の補正対応などの手続が増える。

#### ■ 管理面の負担

- ここでの管理とは、主に期限管理への言及であること、及び出願人が自己の出願の早期審査を望んでおり、PPH の申請書を作成し提出するための時間を内部で管理及び監視することであると理解する。また、1 回目の PPH 申請で受理されなかった場合、PPH 申請を再提出する時期も監視することになる。各出願には、PPH 申請を提出する機会が 2 回しかないことにご留意願いたい。
- PPH の申請は、適切な段階で提出されなければならない。中国出願について、PPH を申請するには、出願が国内公開済みであり、実体審査に入っているものの審査されていない状態でなければならない。例外は、PPH 申請を実体審査の要請と併せて提出する場合であるが、それでもやはり出願が国内公開された後である。したがって、ク

ライアントが上記の期間要件のいずれかが満たされる前に PPH 申請を提出するよう依頼する場合、期間管理を設定しなければならないことになる。さらに、1 回目の PPH 申請が拒絶された場合、2 回目を適時に届け出なければならない。

- PPH の申請をした場合、申請してから審査結果の通知を出すまでの期間が明確に決められていないので、その審査結果をウォッチングする必要がある。そのうえ、PPH 申請が許可された後、場合によって、ファーストオフィスアクションの発行が 2 か月以上、さらにもっと長い時間がかかったケースもある。進捗のウォッチングが負担になる。

#### (v i i i) PPH の利用において困った事例

PPH の利用において、困った事例を調査した。

回答のあった法律事務所 4 者中、3 者が「PPH の申請が受理されなかった。」及び「申請の準備が手間であった。」を選択し、2 者が「早期に権利化ができなかった（査定までに時間がかかった。）」及び「PPH の運用がガイドラインに沿っていなかった。」を選択し、1 者が「オフィスアクションの回数が想定よりも多かった。」を選択した。「早期審査着手がされなかった（オフィスアクションまでに時間を要した。）」、「PPH であるにも関わらず、独自の審査をされた。／しているように感じた。」、「特許率が向上しなかった。」を選択した法律事務所はなかった（図 III-3-CN-16）。

国内ユーザーの見解との相違は、法律事務所の回答の方が「PPH の申請が受理されなかった。」、「申請の準備が手間であった。」を選択する者が多いことである。また、「PPH であるにも関わらず、独自の審査をされた。／しているように感じた。」を選んだ法律事務所がなかったのも、国内ユーザーの見解とは異なる点である。

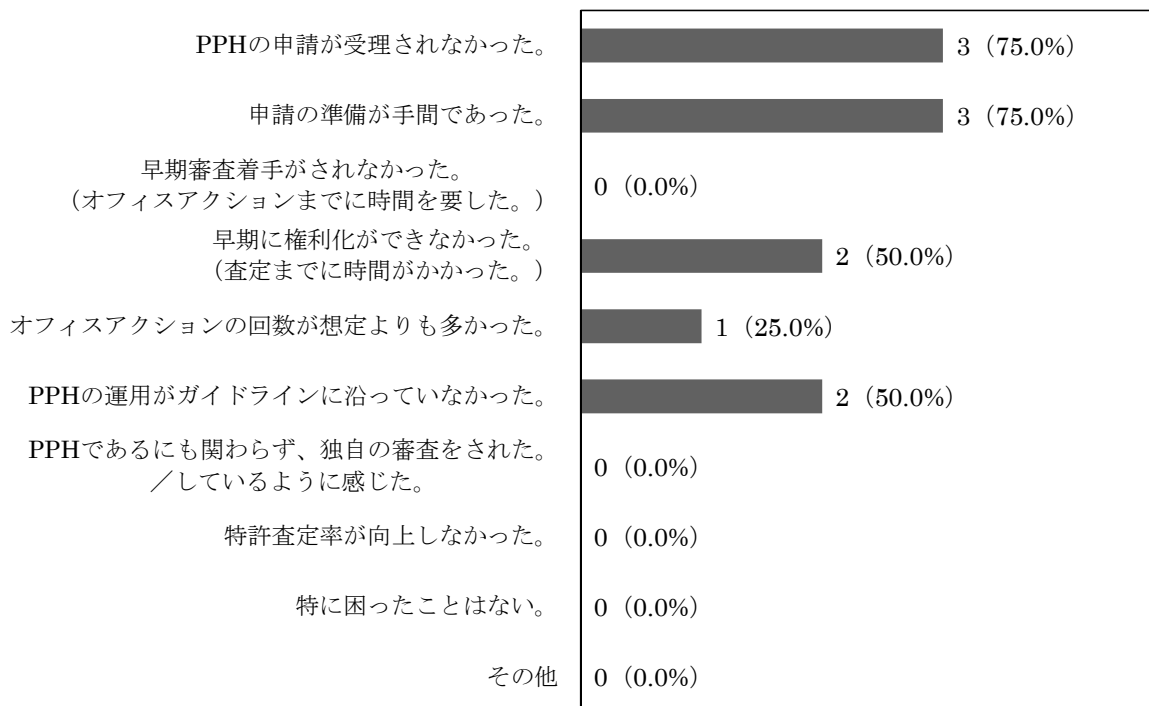


図 III-3-CN-16 中国法律事務所による、中国で PPH を利用した際に困った事例 (N=4)

■ PPH の申請が受理されなかったケース

- ・ 誤記があるだけでも受理されない。日付で「11/21」を誤って「11/27」と書いてしまったことがあり、これだけで申請が不受理となった。それから、日本の拒絶理由通知書などは、部分的に翻訳するなどしてもいけない。重要ではないと判断して本文のみ翻訳しても不受理事由とされてしまう。また、PCT-PPH において PCT 出願時の請求項との対応関係の説明も厄介である。例えば PCT 出願時の請求項 1 と 2 を足して、中国出願において新たな請求項 1 を用意したとする。ここで「PCT 出願の請求項 1、2 と中国出願の請求項 1 は同一である」と説明すると受理されない。なぜならば「同一」ではなく「対応」するものだからである。このような些細なことで不受理となるので、PPH の申請は経験がないと難しいものといえる。
- ・ 方式的な問題で PPH の受理をされないことがある。書類の名称に間違いがある場合や、書類の翻訳が SIPO で用いられる標準的な記載ではない場合などに受理されないことが多い。中国では PPH の申請は 2 回まで行うことができる。1 回目には通知された不受理の理由を是正して 2 回目で申請が認められるケースもよくある。
- ・ 中国では、些細なことで PPH の申請が不受理とされる。例をいくつか紹介する。まず、翻訳による問題がある。例えば、日本のオフィスアクションの書類は「拒絶理由通知書」ですが、中国では「審査意見通知書」である。翻訳において、中国語の審査意見通知書と翻訳すると問題視され、不受理とされることがある。また、請求項の対

応関係の説明や従属関係の説明も、省略した書き方をすると不受理とされる。簡単な誤字なども不受理とされる対象である。あとは、引用文献のリストアップをする際、他庁でリストアップされたままの形で記載しなければならない。ファミリー記載がある場合にファミリー記載を省略すると受理されない。このように SIPO での PPH 申請書類のチェックは非常に細かく、また形式的すぎる審査がなされる。したがって、法律事務所は PPH の申請を負担に感じている。

■ ファーストアクションまでの期間が長期化したケース

- ・ PPH の申請後、通常 2～3 か月でオフィスアクションを受けることができる。遅くなるというケースはあまりない。

■ セカンドアクションまでの期間が長期化したケース

- ・ セカンドアクションは通常の審査と変わらない。5～7 か月程度である。しかし、出願人がファーストアクション時にすぐに返答をしていれば、早いものでは 1 か月程度でセカンドアクションが出されることもあるので、出願人の努力次第ということもあるかもしれない。

■ オフィスアクションの回数が多いケース

- ・ PPH ではオフィスアクション 1～2 回で登録となることが多いと思われる。通常案件よりも回数は少ないと考えている。理由は明言できないが、PPH であることで審査官が第一国の審査結果に影響を受けていること、PPH であるため既に補正がされていることが考えられる。
- ・ オフィスアクションがなく許可されるのは、3～5%程度である。中国の審査では一度も拒絶通知をせずに登録にするという事は滅多にない。

■ その他

- ・ 数件の出願は、PPH プログラムを通じて審査されたにもかかわらず、特許権を早く取得することができなかった。なぜなら PPH プログラムは出願の審査を早めに開始するに過ぎないからである。
- ・ 日本の出願（第一国の出願）が誤記を有したまま登録となった案件があった。請求項 2 に「前記 B の～」という記載があったのだが、それ以前に「B」という用語は存在していなかった。中国出願時に明確になるように、先述されていた「A」を補って「前記 A の B の～」と補正したのだが、このことによって同一性を有していないとして PPH 申請を拒絶されたことがある。この場合、「前記 B の～」としても請求項が不明確であるとして再度指摘されそうであったので、対応に苦心した。
- ・ 一部の出願人（クライアント）は、PPH にあまり精通していない。例えば、出願がまだ公表されていないにもかかわらず、PPH を申請するよう指示されることがよくある。

そして、多くの出願人は、PPH における「十分に対応している」という要件の実際の意味をよく理解していない。このため、これらの出願人に理解していただくことに多くの時間がかかる。

- ・中国の PPH 申請は形式的なことを理由にして不受理とされることが多い。また、明文化されていないルールも多いため、瑕疵を予想できず、PPH の申請が難しいという問題がある。審査官による PPH の申請書類のチェックは、粗探しに近い。

### (ix) PPH 利用時の注意点

PPH の利用にあたり注意点があるかどうか調査した。法律事務所からの回答を紹介する。

- ・①PPH の申請タイミング、②PCT-PPH を利用する場合、国際調査報告の第 VIII 欄に何らかの意見が記載されている場合、PCT-PPH を申請することができない。③AIPN が利用できない場合、完全な通知書訳文を提出しなければならない。
- ・以下の留意点を提示します。①中国において、対応する出願は、PPH 要件を十分に満たしていなければならない。特に、中国出願におけるすべてのクレームは、他の国又は機関により特許性がある／許可できると判断された 1 つ以上のクレームに十分に対応していなければならない。②PPH 申請の時期は、要件を満たしている必要がある。特に、PPH 申請は、中国出願が公表された後から中国の特許庁が出願の審査を始める前に提出される必要がある。これに加え、PPH 申請は、審査請求と同時に又は実体審査の段階に入った後に提出する必要がある。PPH 申請が審査請求と同時に提出される場合、中国出願は、公表済みでなければならない。したがって、審査請求が中国出願の提出と同時に提出される場合、中国出願が公表済みでないことから、PPH 申請をその時点で提出することができない。③出願人は、PPH が中国出願の審査を早期に開始するだけであり、審査の実体にほとんど影響がないことを理解する必要がある。
- ・①対応する出願が IP5PPH の加盟国以外の国で提出された場合、対応する出願の手続期間中に、すべてのオフィスアクション／審査結果を、引用された非特許引用文献とともに忘れずに提出すること。②適切な時期に補正を行う自発補正の機会が 2 回であることを念頭に置き、対応する出願と同じ範囲の保護で、中国出願にできる限り多くの請求項を含めること。③PPH 申請の期間要件を念頭に置くこと。
- ・申請書類の方式審査が非常に厳しく、書類の不備、ミスがないように最新の注意を払う必要があり、また、請求項対比表において、請求項の対応関係が明確に示す必要がある。

**(x) PPH 以外の早期審査制度**

中国で PPH 以外に利用できる早期審査制度について、法律事務所に質問した。

- ・中国では、早期公開制度がある。早期公開を請求することによって、出願が早期に公開されることができる。早期公開と PPH 以外に、早期権利取得に利用できる制度はない。なお、早期公開は公開されるまでの期間を短縮でき、PPH は実体審査に着手する（すなわち、ファーストアクションの発行）までの期間を短縮できる。
- ・一部の範囲においては、早期公表は、PPH 以外で、中国において海外での早期権利取得を円滑にする手法としてみなされる場合がある。ただし、早期公表は、実体審査に入るのを前倒しできるだけであり、実体審査処理に入った後、早期に公表された出願は標準的な方法で審査されることになる。これは、PPH とは全く異なる。
- ・「発明出願の優先審査（PEIA）」は、中国で審査を加速するための別の手続である。PEIA 手続の目的は、産業構造の最適化及び向上を促進して中国における知的財産戦略の実践を推進することであり、この手続は、中国の出願人のみによって採用される。PPH の目的は、他の国又は組織からの作業成果物を利用することにより、審査を加速することである。したがって、中国での PPH プログラムは、外国人の出願人にものみ適用できる。2 つの手続の目的は異なり、2 つの手続を使用する出願人の国籍も異なる。
- ・中国では、2012 年 8 月より施行の「発明特許優先審査申請管理弁法」の規定に基づき、優先審査を請求する制度がある。ただし、当該制度の利用に限られた技術分野の出願のみ対象としており、専門の調査機関発行の先行技術調査報告が必要とし、かつ各地方の知識産権局の推薦状が必要になり、実質的に利用するのは困難である。よって、外国の出願人にとって、PPH が中国で唯一の審査加速手段になる。

**(x i) 審査官の習熟度について**

中国の審査官は PPH に習熟しているかどうかの見解を法律事務所に質問した。方式審査官は PPH の申請の審査について習熟しているという回答が多かった。

- ・中国では、PPH の審査は指定された複数人の方式審査を担当している審査官より行っているため、PPH の審査に習熟している。
- ・PPH 申請は、方式審査部門において、実体審査を担当する審査官ではない審査官によって審査される。彼らは PPH 申請の審査に精通している。
- ・審査官は、PPH 申請を拒絶する場合に、間違えていること又はどの要件が満たされていないかを明確に指摘することができる。PPH 申請に含まれている欠陥をどのように

取り除くことができるかについて示すことができる。彼らは、PPH 申請及び最新情報における一般情報や経験に関し、関連実務者に対して PPH の講義を行う。講義の期間中、専門的な方法で講義し、質問に回答することができる。

- ・初期の段階より習熟度が向上したと思われる。単純な方式要件の審査が緩和され、申請書類の実質的な問題を中心に指摘する事例が多くなってきている。

### (x i i) PPH 制度の改善点

中国の法律事務所が考える、PPH の改善点を調査した。

- ・中国特許庁より定期的に PPH データ（例えば、申請件数、合格件数、利用効果）を公表すること。
- ・中国での PPH の制度又は運用が以下の点で改善されることを期待する。①PPH 申請の形式上の欠陥を合理的な方法で取り扱うこと。②PPH 申請において欠陥を訂正する機会を更に与えること。例えば、中国出願のクレームが他の国又は機関によって特許性がある／許可できると判断されたクレームに実質的に対応する場合で、対応する関係の記載のみが審査官を満足させないというとき。③最初のオフィスアクション以降の処理を加速すること。④PCT-PPH プログラムに基づく WO/ISA の第 VIII 欄で言及されている特定の欠陥を、PPH 申請の拒絶を決定する前に適切に分析すること。⑤最初のアクションで、欠陥の一部ではなく、すべての欠陥を指摘すること。
- ・ PPH 申請が、中国出願が審査開始前であればいつでも提出可能であればよい。
- ・①PPH 申請時の自発補正を補正の時期的要件に関わらず、特例で許可すべき。②請求項の対応関係の不備に関する判断基準をさらに緩和すべき。

### (x i i i) 申請フォームについて

現在、PPH の申請フォームは各国でまちまちである。中国の法律事務所が申請フォームの共通化を希望しているかどうか調査した。

回答のあった法律事務所 4 者中、4 者全員が「希望する。」を選択した。「希望しない。」又は「どちらでもよい。」を選択した法律事務所はいなかった（図 III-3-CN-17）。

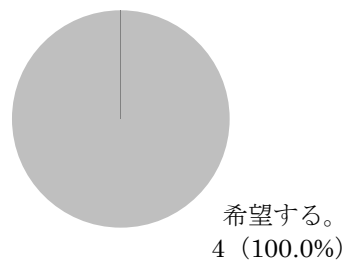


図 III-3-CN-17 各国共通の PPH 申請フォームを希望するかどうかについての中国法律事務所による見解 (N=4)

- 共通の PPH 申請フォームが導入された場合、異なる複数の国で PPH 申請を提出する場合に必要なのは 1 つの共通フォームを作成することのみであることから、PPH 申請の提出の作業量を減らすことができる。また、外国の出願人は、共通の PPH 申請フォームを十分に理解することができる。
- PCT システムの場合と同様に、共通 PPH 申請フォームの導入は、一部の国において PPH 申請に関する方式の特定の要件を少なくする場合がある。
- 申請フォームの共通化により、多国で PPH を利用する場合、申請書類の作成にかかる作業が低減できる。

#### (x i v) PPH ポータルサイトについて

PPH ポータルサイトの知名度について調査したところ、法律事務所 4 者中、2 者が「知っている。」を選択し、2 者が「知らない。」を選択した (図 III-3-CN-18)。

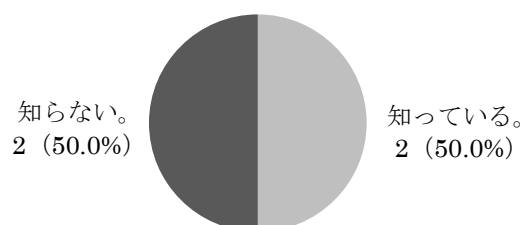


図 III-3-CN-18 中国法律事務所による PPH ポータルサイトの認知度 (N=4)



PPH ポータルサイトの情報について、有益であると思われる情報を調査したところ、「PPH の概要 (About PPH のページ)」を 2 者、「PPH MOTTAINAI について (PPH MOTTAINAI のページ)」を 2 者、「グローバル PPH について (Global PPH のページ)」を 4 者、「各参加庁のガイドラインへのリンク (Procedures のページ)」を 2 者、「PPH の統計情報 (Statistics のページ)」を 4 者、「各参加庁のドシエアクセスシステムへのリンク (Access to Dossier のページ)」を 2 者、「ユーザーセミナー資料、パンフレット (Promotion のページ)」を 1 者が選択した (図 III-3-CN-19)。

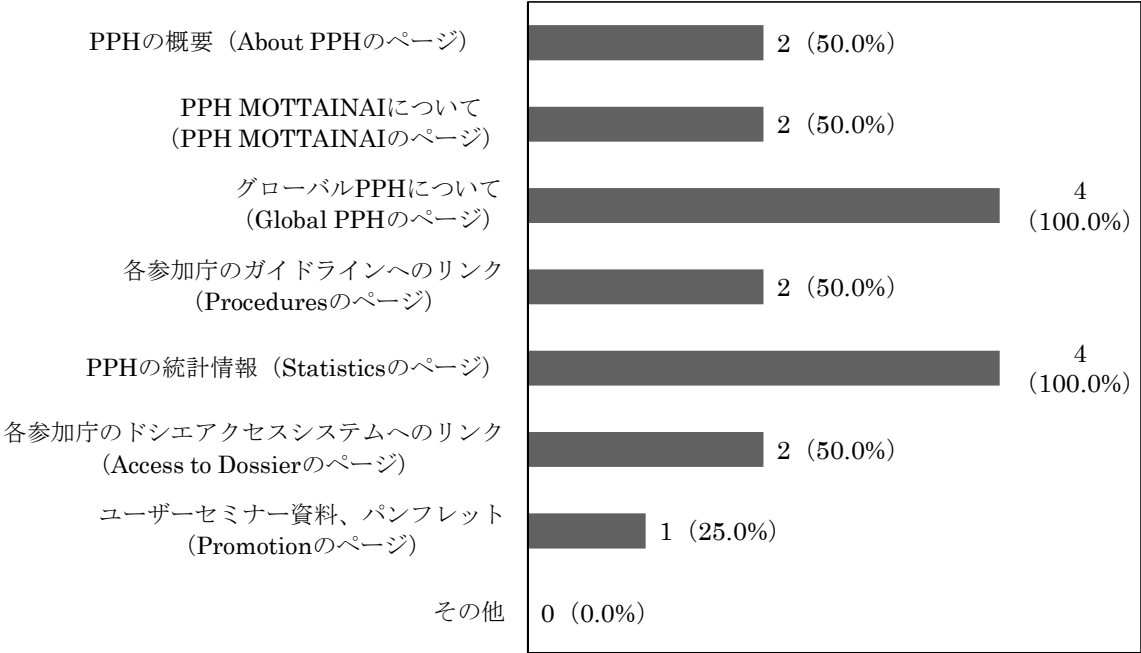


図 III-3-CN-19 PPH ポータルサイト内の情報のうち、中国の法律事務所が有益だと思われるもの (N=4)

最後に、PPH ポータルサイトの統計情報のページ内に記載されている情報について、有益だと考えられるものを調査した。

「PPH、PCT-PPH の申請件数」、「特許率」、「PPH の申請から最初のオフィスアクションまでに要する期間」、「オフィスアクションの平均回数」を 4 者、「拒絶理由なしでの特許率」、「PPH の申請から査定までに要する時間」については 3 者が選択した (図 III-3-CN-20)。

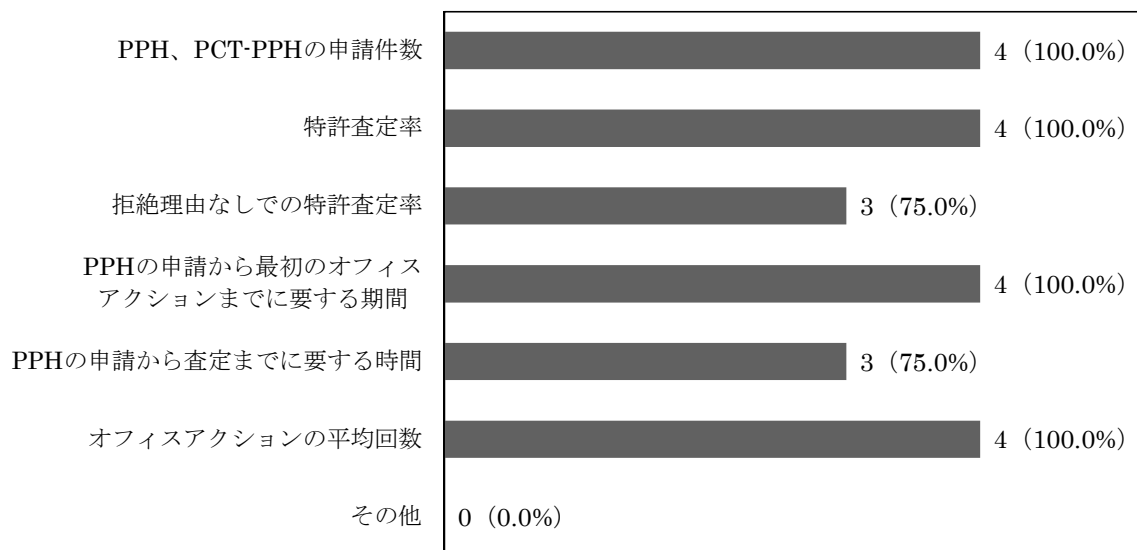


図 III-3-CN-20 PPH ポータルサイトの統計のページ内の情報のうち、国内ユーザーが有益だと考えるもの (N=7)

また、PPH ポータルサイトについて、以下の意見が挙げられた。

- ・以下の側面でさらに情報を取得したいと考える。①国別又は地域別の PPH の利用頻度、②提出する書類、審査結果の活用、PPH 申請後の審査など、主要な特許庁における方式の特殊性、③主要な特許庁において PPH プログラムを使用することによる効果。例えば、PPH を申請することにより節約される平均時間に関する統計。

## (9) 総括

### ■ 日本国内ユーザーによる PPH の利用について

国内ユーザーは、PPH のメリットである早期審査や拒絶対応費用の削減等を目的に PPH を利用している。申請書類の作成や要件の確認、代理人への指示などのために通常案件にはない新たな負担が発生している。困った事例として、独自の審査によるオフィスアクションの発行やアクションの回数が想定よりも多いことを挙げている。また、他の国に比べて、PPH の申請が受理されなかったという事例が多く聞かれた。また、中国国内の公開が申請要件になっていることも問題になっているようである。通常型の PPH を利用することで、費用は削減しているかあるいは増減がない可能性が高い。PPH の改善として、申請要件の緩和、補正要件の緩和、特許率の向上、審査請求期限の延長、審査改善等が挙げられた。

表 III-3-CN-3 に、本調査研究で試算した各統計情報の参考値を示す。

表 III-3-CN-3 中国における PPH の統計情報 (括弧内の数字は、本調査研究で試算した参考値である)

	PPH を利用した案件		全案件
	通常型 PPH	PCT-PPH	
特許率 (%)	(78)	(79)	-
拒絶理由なしでの特許率 (%)	-	-	-
PPH 申請からファーストアクション までの平均期間 (月)	(3.2)	(3.7)	-
PPH 申請から査定までの平均期間 (月)	(9.0)	(10.5)	-
オフィスアクションの平均発行回数 (回)	(1.4)	(1.7)	-

#### ■ 中国法律事務所による PPH の利用について

中国の法律事務所は、出願人の指示に基づき、又は自ら出願人に利用を提案し、PPH を利用している。PPH のメリット・デメリットについて、国内ユーザーと概ね同様の点を指摘している。また、法律事務所は PPH にはコストメリットがあるという見解で一致していた。PPH を利用して得られた権利は通常審査を通じて得られた権利よりも安定しているあるいは、変わらないという見解の法律事務所が多かった。PPH の利用で困った点は、申請が受理されなかったことに関する事例が多かった。法律事務所からは、PPH の改善点として、データの公表、申請要件の緩和、申請書の訂正の機会の確保、補正要件の緩和、査定までの迅速な審査等が挙げられた。

【中国】

	国内ユーザー	海外法律事務所																										
PPH を利用した理由、場面	(回答者 77 者) <ul style="list-style-type: none"> <li>・早期審査をしたかったから。 : 51 者 (66.2%)</li> <li>・拒絶対応費用の削減をしたかったから。 : 42 者 (54.5%)</li> <li>・特許査定率を向上させたかったから : 26 者 (33.8%)</li> </ul>	(回答者 4 者) <ul style="list-style-type: none"> <li>・出願人の指示による。 : 2 者 (50.0%)</li> <li>・出願人の指示・事務所からの提案のどちらのケースもある。 : 2 者 (50.0%)</li> </ul>																										
PPH の申請・運用等で困った事例	<p>■通常型 PPH (回答者 44 者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オフィスアクションの回数が想定よりも多かった。 : 18 者 (40.9%)</li> <li>・ PPH であるにもかかわらず、独自の審査をされた / しているように感じた。 : 14 者 (31.8%)</li> <li>・ PPH の申請が受理されなかった。 : 11 者 (25.0%)</li> <li>・早期に権利化ができなかった (査定までの時間がかかった。 )。 : 11 者 (25.0%)</li> </ul> <p>■PCT-PPH (回答者 32 者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ PPH であるにもかかわらず、独自の審査をされた / しているように感じた。 : 12 者 (37.5%)</li> <li>・オフィスアクションの回数が想定よりも多かった。 : 10 者 (31.3%)</li> <li>・ PPH の申請が受理されなかった。 : 8 者 (25.0%)</li> </ul>	(回答者 4 者) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ PPH の申請が受理されなかった。 : 3 者 (75.0%)</li> <li>・申請の準備が手間であった。 : 3 者 (75.0%)</li> <li>・早期に権利化できなかった (査定までの時間がかかった。 )。 : 2 者 (50.0%)</li> <li>・ PPH の運用がガイドラインに沿っていなかった。 : 2 者 (50.0%)</li> </ul>																										
改善要望	申請要件の緩和、補正要件の緩和、特許率の向上、審査請求期限の延長、審査改善	データの公表、申請要件の緩和、申請書の訂正の機会の確保、補正要件の緩和、査定までの迅速な審査																										
PPH の効果	<p>統計情報を示す。括弧内の数字は本調査研究で試算した参考値である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">PPH を利用した案件</th> <th rowspan="2">全案件</th> </tr> <tr> <th>通常型 PPH</th> <th>PCT-PPH</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特許率 (%)</td> <td>(78)</td> <td>(79)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>拒絶理由なしでの特許率 (%)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>PPH 申請からファーストアクションまでの平均期間 (月)</td> <td>(3.2)</td> <td>(3.7)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>PPH 申請から査定までの平均期間 (月)</td> <td>(9.0)</td> <td>(10.5)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>オフィスアクションの平均発行回数 (回)</td> <td>(1.4)</td> <td>(1.7)</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>			PPH を利用した案件		全案件	通常型 PPH	PCT-PPH	特許率 (%)	(78)	(79)	-	拒絶理由なしでの特許率 (%)	-	-	-	PPH 申請からファーストアクションまでの平均期間 (月)	(3.2)	(3.7)	-	PPH 申請から査定までの平均期間 (月)	(9.0)	(10.5)	-	オフィスアクションの平均発行回数 (回)	(1.4)	(1.7)	-
	PPH を利用した案件			全案件																								
	通常型 PPH	PCT-PPH																										
特許率 (%)	(78)	(79)	-																									
拒絶理由なしでの特許率 (%)	-	-	-																									
PPH 申請からファーストアクションまでの平均期間 (月)	(3.2)	(3.7)	-																									
PPH 申請から査定までの平均期間 (月)	(9.0)	(10.5)	-																									
オフィスアクションの平均発行回数 (回)	(1.4)	(1.7)	-																									